

家庭裁判所での相続に関する調停や審判が増えています。大事な家族が争うことがないようにするには、遺言者の遺志を明らかにできる遺言書を作成することです。有効な遺言書による相続は、法定相続よりも優先されます。遺言者の判断能力がある間、早期に法律の専門家の弁護士に相談し、遺言書を作成しましょう。

最高裁判所の司法統計によると、家庭裁判所(家裁)で遺産分割の調停や審判が行われたのは、平成26年は直近5年間と比較して13%増で、約1万5千件もありました。背景には、相続人の権利意識の高まりや、子供の教育費、住宅ローンなど将来の経済的不安があります。相続できるなら、少しでももらいたいという考え方の人が増えているようです。

相続人の間でもめるケースはさまざまですが、ここでは、「兄弟姉妹」と「特別受益」の2つの事例を紹介します。

▶ ハードルが高い遺産分割協議 ◀

1つ目は子供がない老夫婦で、夫に3人の兄弟姉妹がいるケースです。夫は奥さんに全財産を相続させるという遺志があったのですが、遺言書を作成せずに亡くなりました。この場合は法定相続で奥さんと3人の兄弟姉妹が相続人です(相続相関図ア)。奥さんが4分の3、3人の兄弟姉妹が4分の1(各12分の1)になります。このケースでは、兄弟姉妹が相続放棄すれば、夫の遺志はかなえられます。

しかし、奥さんと夫側の兄弟姉妹とで、感情的ななしこりがあり、不仲となって、「なぜ奥さんに全遺産を相続させないといけないのか」と自分たちの権利を主張することがあります。

また、夫の兄弟姉妹に亡くなった人がいると(相続相関図イ)、その人の子供(おいやめい)が代襲相続人になります。おいやめいはおじさん(夫)と

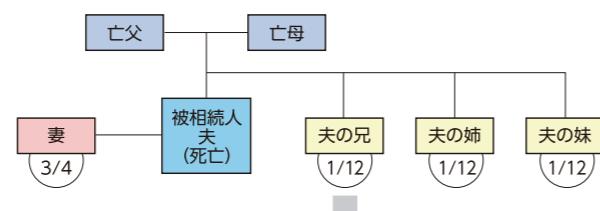


守口門真総合法律事務所
所長弁護士 村上 和也氏

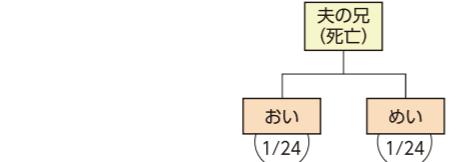
の縁も薄く、もらえる財産であればもらっておこうと考える人もいます。

これらのケースは遺言書が作成されていませんので、奥さんが全部相続しようとすれば、相続人の全てに相続放棄してもらわなくてはなりません。家裁への相続放棄の申述期間は3ヶ月です。その間に相続放棄をしてもらわなければ、遺産分割協議書を作成しなければいけません。この場合、実印や印鑑証明書なども必要になり、相続放棄よりもハードルが高くなっています。また、もめることがなくとも、手続きが複雑になり、長期化して遺産も長期間、凍結してしまうこともあります。

アの場合



イの場合



▶ 立証が難しい特別受益 ◀

2つ目は「特別受益」のケースです。夫は先に亡くなり、その後、奥さんも亡くなりました。相続人

今日から始める相続対策

PR

は長男と二男です。

母親は生前、浪費家の二男に生活費や借金の返済などで金銭の援助をしていました。ところが、二男が特別受益(生前贈与)を認めなかつたり、あるいは認めて、相続に反映する必要がないという母親の遺志があつたと主張することができます。例えば、遺産総額が3千万円、二男の特別受益が1千万円とします。二男が特別受益を認めなければ、兄弟の相続は各2分の1で1500万円です。

特別受益を二男が認めると遺産総額は4千万円とみなされ、各2分の1で、長男は2千万円。二男は特別受益の1千万円が差し引かれ1千万円になります。しかし、特別受益の立証は難しく、生前贈与を巡って家庭裁判所の調停や、審判に発展してきます。

▶ 重要な遺言書と付言事項 ◀

2つの事例からも分かるように遺言書がないと遺産争いのリスクが高まります。遺産争いを防ぐにはやはり、早い時期での遺言書の作成が不可欠です。最初の事例では、「妻に全遺産を相続させる」という遺言書があれば全て解決できます。兄弟姉妹が遺留分減殺請求をしようとしても、兄弟姉妹には遺留分が認められないため、妻が全遺産を取得することができます。

2つ目の事例では、「長男に2千万、二男に1千万を相続させる」という遺言書を作成し、その遺言書の付言事項に「なぜこのような遺言をし

たか」というと、生前、二男に1千万円贈与したからです。したがって、これで平等だと考えますので、二男は争うことがないように。これが母の遺志です」と書いておくと、遺産争いになる可能性が低くなります。付言事項に自分の遺志を明らかにしておくことが大切です。

▶ 早期に弁護士と相談を ◀

一般的に遺言書には、「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があります。それぞれメリット、デメリット(表)があります。確実に有効な遺言書を作成しようと思えば公正証書遺言をお勧めします。それには、遺言者の戸籍謄本、不動産の登記簿や固定資産評価証明書など、遺産に関する情報を収集しなければなりません。遺言者自身が行うことは非常に大変です。

遺言書は何度でも書き換えられます。判断能力があり、一瞬でも「死」を考えたときが遺言書を作る良い機会です。自分の遺志を明らかにして、残される大事な家族が争わないようにすることです。遺言書作成で迷ったときは相続問題専門の弁護士に相談してください。

	遺言の種類	
	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成者	遺言者本人	公証人
作成日時	いつでも可能	決めた日時
作成場所	どこでも可能	公証役場(原則)
作成方法	本人が全文直筆	公証人が全文作成
要件不備のリスク	あり	ほぼない
証人	不要	必要(2人)
秘密性	あり	なし(証人が知る)
保管・管理	本人	原本は公証役場
安全性	紛失・盗難・改ざんの恐れあり	紛失・盗難・改ざんの恐れなし
費用	なし	必要
家庭裁判所の検認	必要	不要

(背景が ■ はメリット、 ■ はデメリット)



むらかみ・かずや 同志社大学法学部法律学科卒業後、司法試験合格。同大学法学部法職講座代表幹事や勤務弁護士を経て、平成20年、「村上和也法律事務所」を開設。25年、現事務所名に。日本弁護士連合会、大阪弁護士会などに所属。

■ 守口門真総合法律事務所 大阪府守口市寺内町2-7-27 富士火災守口ビル5階 ☎ 06-6997-7171